

平成 26 年 2 月 日

関係高等学校長殿

東海地区高等学校野球連盟
会 長 林 誉 樹

プロ野球経験者の学生野球資格回復及び加盟校の指導依頼について

見出しの件につきまして、日本野球機構（以下NPB）側及び学生野球協会側の講習を受講することによりプロ野球経験者の学生野球資格回復措置がとられ、アマチュア野球（高校野球を含む）の指導ができることになりました。

そこで、プロ野球経験者の学生野球資格回復措置について、関係高等学校長にお知らせするとともに、学校としてプロ野球経験者を指導者として依頼するときの注意事項及びその手続きについて、下記をご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 経 緯

かねてより協議中であった元プロ野球関係者のアマチュア野球資格回復については、2013年6月11日にNPB側及び学生野球協会側の資格回復に関する研修内容の合意が見られ、同年6月14日に日本高等学校野球連盟評議員会で承認、同年6月18日に日本学生野球理事会にて最終決定がなされた。それにより、NPB側で1日、アマチュア野球側で2日間の研修を終了し、修了証を受領することにより、アマチュア野球（高校野球を含む）の指導ができることとなった。

2 学生野球資格回復者の手続き

- (1) 平成 26 年 1 月 20 日、学生野球協会ウェブサイトに掲載する。
- (2) 指導できる各都道府県に個人のプロフィール等を送付する。
- (3) 平成 26 年 3 月 10 日前後、各都道府県高野連のウェブサイトに掲載する。

3 学校として指導者を依頼するときの注意事項及びその手続き

- (1) 日本学生野球協会、全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟は自身のウェブサイトに学生野球資格回復者（以後資格回復者）一覧を掲載する。
- (2) 資格回復者は、指導可能な都道府県高校野球連盟（以後所属連盟）に学生野球指導回復者自身のプロフィールを届ける。
- (3) その届出を受けた各所属連盟は、自身のウェブサイトに一覧を掲載する。
- (4) 指導回復者の指導を希望する加盟校は、各所属連盟のウェブサイトから適任者を選び、各所属連盟に学校長名で申し出る。**(口頭で可)**
- (5) 申し出のあった所属連盟は、資格回復者へ連絡し初期の斡旋をする。
- (6) 学校長および資格回復者は、合意後、加盟校が所属連盟に校長名で届け出を提出する。（様式については各所属連盟にご連絡ください。）
- (7) 資格回復者で特定の加盟校へ指導が内定している場合は、その旨所属連盟に学校長名で届け出る。
- (8) 母校への指導については、前記の手続きは不要とする**が、指導に当たっては責任教師または監督の同意を得た上で当該校長の承認を得ること。（所属連盟への届け出は不要）**

4 想定される質問について

Q；指導を依頼した場合、立場的にはどういう立場なのでしょう。

A；学校長が承認して指導を依頼した場合は、常勤者となり現在指導している監督、コーチ同様の立場となります。（プロ側との接触は一切禁止となります。）

Q；指導者には、常勤者と非常勤者がありますが、違いは？

A；常勤者とは、学校長が指導を依頼し**委嘱を受けた**資格回復者をいい、非常勤者とは学校長の**委嘱を受けていない**資格回復者のことです。**常勤者、非常勤者とも所属連盟に学校長名での届け出が必要**です。常勤者はプロ側との接触、バラエティー番組の出演等、いわゆるタレント活動はできません。非常勤者はそれらの活動ができます。

Q；非常勤者が学校で指導する場合はどういう注意が必要ですか。

A；学校長、責任教師、監督が**承認の上**、指導がなされます。

Q；非常勤者が近所の生徒に教えることはできますか？

A；資格回復者ならできますが、必ずその生徒の学校の責任教師または監督に連絡した後、指導することができます。

Q；母校の指導はどういう手続きを行えばいいですか？

A；前項(4)の手続きは必要ありません。**前項(8)の手続きに従ってください。**

Q；学生野球に関する謝金について

A；①常勤の指導者として雇用された場合は「日本学生野球憲章第24条」の規定に従ってください。

②非常勤者については下記のガイドラインに従ってください。

「学生野球の指導に当たっては、“学生野球への恩返し”という関係者からの申し出で制度化された経緯もあり、定額の謝金を定めるのはなじまない。ただし、多少でも謝金や交通費を支給しようとする場合は、当該都道府県、市町村などが実施している外部指導者に対する謝金などの、額を参考とし、概ねその範囲内とする」（日本学生野球協会、日本野球機構、日本プロ野球選手会、日本プロ野球OBクラブとの協議会合意事項）

Q；指導を所属連盟に依頼するときは電話でもOKですか？

A；まずは各所属連盟に電話をしてください。その後、詳しくご説明いたします。

（参考）日本学生野球憲章第24条

（指導者が野球に関して対価を受けることに関する基本原則）

指導者は、当該加盟校の教職員の給与に準じた社会的相当の範囲を超える給与・報酬を得てはならない。ただし、野球を指導するための交通費、宿泊費などの経費についてはこの限りではない。

なお、ご不明な点は下記連絡先、担当者までご連絡ください。

連絡先 （一財）三重県高等学校野球連盟事務局
担 当 理事長 佐竹真一
電 話 059-227-7689